

# ポーランド週報

(2024年3月14日～2024年3月20日)

令和6年(2024年)3月22日

| H                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | E | A | D | L | I | N | E | S                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>政治</b><br>ノヴァツカ教育大臣インタビュー記事<br>10月15日連立政権与党党首同士のやりとり<br>妊娠中絶自由化に関する世論調査結果<br>新しい国家検事の就任<br>ヨウロヴァー欧州委員会副委員長のワルシャワ訪問<br>大使人事関連報道<br>欧州議会選挙関連報道<br>内閣改造に関する要人コメント<br>ドゥダ大統領とスルテンベルグNATO事務総長との会談<br>シコルスキ外相のフィンランド訪問<br>トウスク首相のワイマール・トライアングル首脳会談参加<br>トウスク首相とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との電話会談<br>ロシアの大統領選挙に関する外務省声明<br>シコルスキ外相のEU外務理事会参加<br>シコルスキ外相の欧州人道フォーラム参加<br>ドゥダ大統領夫妻のスロベニア訪問<br>シコルスキ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談<br>シコルスキ外相とリパフスキー・チェコ外相との会談 |   |   |   |   |   |   |   | 【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。<br>問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 |
| <b>治安等</b><br>飲酒運転者からの車両没収に関する改正刑法が施行<br>スロバキアとの国境で農家らがトラックの通行を制限<br>ルベルスキエ県でナイジェリア人のインターネット詐欺集団が摘発<br>ワルシャワ市で若者らがエアガンでバスを銃撃<br>刑務所の過密状態緩和のため計2万人以上の囚人釈放が検討<br>自動車窃盗の新手口<br>ワルシャワ市で男が口論の末に相手の顔をエアガンで銃撃<br>ポーランド全土で農家らが抗議活動を実施<br>国家警察の新たな総司令官が任命                                                                                                                                                                                       |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                              |
| <b>経済</b><br>2月のインフレ率は2.8%<br>2月の消費者物価指数5.4%上昇<br>2月の雇用統計<br>大手製菓会社、売上高を拡大<br>リチウムイオン電池のリサイクル工場がジャルキで稼働開始<br>イゼラ・プロジェクトについて大臣がコメント<br>政府と農家の一時的な合意<br>Orlenが天然ガス貯蔵会社を売却<br>再生可能エネルギー分野で働くことに消極的な鉱夫たち<br>鉱山労働組合はエネルギー会社にポーランドの石炭を購入してもらいたい                                                                                                                                                                                              |   |   |   |   |   |   |   |                                                                                                                                              |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p><b>大使館からのお知らせ</b><br/> 能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座開設)<br/> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意<br/> 欧州でのテロ等に対する注意喚起<br/> 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ<br/> 「たびレジ」への登録のお願い<br/> マイナンバーカード取得のお願い<br/> 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて<br/> 旅券のオンライン申請等の開始について<br/> 大使館広報文化センター開館時間<br/> 文化行事・大使館関連行事</p> |  |
| <p>在ポーランド日本国大使館<br/> ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000<br/> <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>                                                                                                                            |  |

|   |   |
|---|---|
| 政 | 治 |
| 内 | 政 |

**ノヴァツカ教育大臣インタビュー記事【14日】**

14日、ジェチポスポリタ紙は、ノヴァツカ教育大臣のインタビュー記事を掲載した。ノヴァツカ大臣は、教員の給与増額をはじめとする教育関連改革のほか、来る地方選挙や大統領選挙、妊娠中絶の自由化などについて語った。ノヴァツカ大臣は、「自分(ノヴァツカ大臣)にとっての大統領候補はチヤスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首兼ワルシャワ市長であり、このような考えは「市民連立」(KO)全体で共有されている。もちろん、チヤスコフスキPO副党首は現在ワルシャワ市長候補に挙がっているものであり、良い結果を残すことを期待したい。」と述べた。また、妊娠中絶の自由化について問われ、ノヴァツカ大臣は、「KOは公約を実現する覚悟を固めており、我々の公約の重要な要素を成すのは妊娠12週までの安全かつ合法的な中絶という宣言である。」と答え、「妊娠中絶に関する議会での論争は、大統領選挙結果、特にホウオヴニャ下院議長にとって影響を与えるものとなるかもしれない。」と付言した。

**10月15日連立政権与党党首同士のやりとり【14日】**

14日、トウスク首相(「市民連立」(KO)リーダー)は、XIにおいて、「KOの支持者の一部が「第3の道」(TD)のために戦術的な投票を行ったおかげで、「法と正義」(PiS)を政権から排除することができた。今回の(地方)選挙では、唯一無二の基準は我々自身の信念である。」と述べた。同日、ビェドロ「新左派」共同党首も、主語をKOから「左派」に変えて同様の旨を語った。これらに対し、ホウオヴニャ下院議長(TDを構成する「ポーランド2050」党首)は、「我々は、100日の間だけでなく、恒久的にPiSを倒したはずだ。ポーランド人は政府に結果を出すことを求めている。」(中略)トウスク首相、争いはもう止めにして前に進もう。」と応じた。

る。(中略)トウスク首相、争いはもう止めにして前に進もう。」と応じた。

**妊娠中絶自由化に関する世論調査結果【14日】**

14日、ジェンニク・ガゼタ・ブラヴナ紙は、世論調査機関ユナイテッド・サーベイズ社が国民へ「合法的な妊娠中絶が認められるのはどのようなケースか？」と問うた調査の結果を発表した。85%が「母体の生命が危険にさらされている場合」、73%が「母体の健康が危険にさらされている場合」、71%が「診断の結果として胎児に欠陥を伴うことが判明した場合」、28%が「母親が困難を伴う個人的な状況に置かれている場合」、25%が「女性が単に子どもを持ちたくない場合」であれば、妊娠中絶が認められると答えた。

**新しい国家検事の就任【14日】**

14日、ポドゥナル法相からの要請を受けてトウスク首相が任命したコルネルク国家検事が就任した。ポドゥナル法務大臣兼検事総長は、コルネルク国家検事によって「検察庁の威厳、専門性、独立性が回復され、検察庁が法の支配に基づき活動し、犯罪の訴追に対処するようになるよう切に願っている。」と述べた。ジェチポスポリタ紙は、コルネルク国家検事の任命に際し、ドゥダ大統領の意見が得られなかったことの重大さを指摘した。同紙曰く、法律に従えば、国家検事の就任にあたっては、大統領から意見(拘束力は持たない)を得ることが法律で義務づけられている。同紙は、ドゥダ大統領は大統領と首相、検事総長が持つ権限争いに関する憲法法廷判決が下るのを待っており、意見を出すのをためらったと報じ、コルネルク国家検事の就任の合法性については専

門家の間でも意見が分かれていると付言した。

#### ヨウロヴァー欧州委員会副委員長のワルシャワ訪問【14日】

14日、ポドゥナル法務大臣兼検事総長は、ワルシャワを訪問したヨウロヴァー欧州委員会副委員長（価値・透明性担当）と、ポーランドにおける法の支配の回復について会談を行った。ポドゥナル法相は、断固たる司法改革のさらなる実施によって、ポーランドに対して開始されたEU条約第7条手続が終了されることへの期待を表明した。ヨウロヴァー欧州副委員長は、ポドゥナル法相がリーダーシップをとる法務省の活動を心から歓迎し、速やかに法の支配の原則と民主主義の尊重を回復させることがポーランド国民の利益に繋がると強調したが、ポーランド向けの欧州復興基金のブロック解除の条件は整ったものの履行状況については継続的にモニタリングされると付言した。

#### 大使人事関連報道【15日・18日】

15日、ジェチポスポリタ紙は、約50名の現職大使の召還に端を発する外交分野での大統領と政府の間の対立について、大使ポストだけにとどまらず、ポーランドの欧州委員人事を巡る争いに発展する可能性を示唆した。なぜなら、現行法に従えば、ポーランドのEUポスト人事に対して大統領は影響を及ぼすことができるようになっているからだ。次期欧州委員ポストはポーランドにとっても最も重要なものとなる中、現職欧州委員会は本年秋に任期満了を迎える。他方、ポーランドの大使たちについては、本省と協議を行うために本国へ召還される可能性が否めず、実質的には2025年大統領選挙までは臨時代理大使がポーランドの在外公館のトップを務めることになるのかもしれないと同紙は報じた。

18日、ジェンク・ガゼタ・プラヴナ紙は、シコルスキ外相から本国に帰国する大使たちへ送られた書簡へアクセスしたところ、対立的な性質は含まれておらず、任期満了の時期は年末とされていると報じた。シコルスキ外相が防衛担当の欧州委員に就任する可能性が否めない中、同紙によれば、シコルスキ外相は、6月の欧州議会選挙が行われた後に欧州委員ポストに就くためには大統領の同意を得る必要があることに鑑み、ドゥダ大統領と対立をエスカレートさせることは求めていないという。同紙曰く、シコルスキ外相のポストを継ぐ人物として、コヴァル下院外務委員会委員長が候補に挙がっているという。同紙の情報筋によれば、クピエツキ外務次官が次期駐米大

使に、ナイデル元外務次官・元NATO大使・元アフガニスタン大使（現ワルシャワ市国際協力局長）が次期NATO大使に、ウカシェヴィチ元アフガニスタン大使（現「ポリティカ・インサイト」分析官）が次期ウクライナ大使に就任するかもしれないという。

#### 欧州議会選挙関連報道【18日】

18日、ガゼタ・ウオボルチャ紙は、欧州議会選挙に関連した最大野党「法と正義」(PiS)の現状について報じた。同紙のシミュレーション結果によれば、2019年には約45%の支持を集めて27議席を得たPiSは、2024年欧州議会選挙ではわずか18議席(全13選挙区で1議席ずつ得るのに加え、さらに、マウウォポルスキエ県選挙区で2議席、ドルノ・シロンスキエ県選挙区で1議席、シロンスキエ県選挙区で1議席、マゾビエツキエ県選挙区で1議席)しか得られないという試算が出た。同紙曰く、多くの立候補者の名前が挙がってきているが、何人かは既に公認を得られないと告げられたという。非公式には、チャルネク前教育・科学大臣は欧州議会選挙に出ることを望んでいたが、チャルネク前大臣はまだ国内に必要だと考えたカチンスキPiS党首が認めなかったようだ。また、数か月前に刑務所に入って下院議員資格を失ったカミンスキ前内務・行政大臣も欧州議会選挙に出ると考えられているが、同紙によれば、どの選挙区から立候補するのかはまだ決まっていない。

#### 内閣改造に関する要人コメント【19日・20日】

19日、トウスク首相は、記者会見を開いていた際に欧州議会選挙の文脈で内閣改造の可能性について問われ、「閣僚たちから、ブリュッセル行きの飛行機の席を取っておいてほしいという打診は来ていない。もし政府の中から誰かが欧州議会選挙に出たいのであれば、まずは選挙に勝たなければならない。そして、閣僚として選挙に勝つためには、実に真剣な実績を上げる必要がある。」と述べ、「いずれにせよ、内閣改造は実施される。政府の中では常に、発揮するパフォーマンスが良い人と悪い人がいる。そして、どのような理由を挙げたとしても、100%のパフォーマンスを発揮できない人が誰なのか明確にわかったとき、内閣改造は実施されるのである。」と付言した。トウスク首相のコメントに対し、20日、ホウオヴニャ下院議長は、「そのような協議は行われていない。そのような協議が行われたこともない。」として可能性を否定し、「現時点で連立政権内部ではまったくそのような話は出ていない。」と語った。

### 外交・安全保障

#### ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長との会談【14日】

14日、ドゥダ大統領は、米国訪問に続きブリュッセルを訪れ、NATO本部においてストルテンベルグNA

TO事務総長との会談を行った。ドゥダ大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長に対し、長年の協力関係に感謝した。ドゥダ大統領はまた、今日ポーランドはNATO東方で重要な役割を担っており、安全保

障の重要な保証者であると指摘した。また、バイデン米大統領との会談について話し、ウクライナへの支援を増やすよう説得した、とストルテンベルグNATO事務総長に伝えた。さらに、ドゥダ大統領は、すべてのNATO加盟国に対し、防衛費をGDPの2%から3%に引き上げるよう最近呼びかけたことを繰り返し、防衛費引き上げの必要性を強調した。

#### シコルスキ外相のフィンランド訪問【14日】

14日、シコルスキ外相はフィンランドを訪問し、ストゥップ大統領及びヴァルトネン外相と会談した。外相会談の議題は、二国間関係とEU東部国境におけるハイブリッドの脅威を含む欧州の安全保障であった。両外相は、移民圧力に基づくこのようなハイブリッドな措置に対抗するため、協力をさらに進めるべきだという点で合意した。また、ウクライナへの支援の可能性(同国への複合的支援への両国のさらなる関与など)についても議論された。この点で、制裁システムの抜け穴を塞ぎ、それを強化すること、また凍結されたロシアの資産をウクライナの復興のために利用する解決策を実施することが重要となる。シコルスキ外相とストゥップ大統領との会談では、地域の安全保障、ウクライナへの支援、二国間協力について話し合った。

#### トウスク首相のワイマール・トライアングル首脳会談参加【15日】

3月15日、トウスク首相は、ベルリンにてワイマール・トライアングル首脳会談に参加した。ポーランド、ドイツ、フランスの首脳による会談の主な議題は、地域の安全保障であり、首脳たちはこの領域において同じ意見を表明していた。ロシアの侵略者と戦っているウクライナを支援することが、今、極めて重要なのだ。トウスク首相とショルツ独首相、マクロン仏大統領との会談では、ヨーロッパ全体の防衛力を高めることにも焦点が当てられた。次回のワイマール・トライアングル首脳会談は、初夏にワルシャワで開催される。

#### トウスク首相とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との電話会談【15日】

15日、トウスク首相とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は電話会談を行い、農業従事者支援や穀物輸入制限についての議論を行った。両者は、ポーランド及び欧州の農業支援において引き続き緊密に連携することを確認した。

#### ロシアの大統領選挙に関する外務省声明【17日】

17日、ポーランド外務省は、15日から17日にかけて実施されたロシア大統領選挙に関する声明を発表した。声明によれば、同大統領選挙は社会に対する過酷な抑圧があり、自由で民主的な選択を妨げている。ポーランドは、ロシアの措置を強く非難し、また

独立したロシアのオブザーバーによる投票監視を避け、OSCEのオブザーバーも招聘しなかったロシアの決定に異議を唱えた。また、ウクライナの一時占領地で選挙を実施するという決定を特に非難し、その結果を受け入れない、とした。さらに、ポーランドは、ウクライナの国際的に承認された国境内における独立、主権、領土保全を揺るぎなく支持し、ロシアがウクライナ領土から軍隊と武器を即時かつ無条件に撤退させることを要求とともに、ロシア当局に対し、ロシアで不法に拘束されているすべての政治犯を直ちに釈放するよう改めて要求した。

#### シコルスキ外相のEU外務理事会参加【18日】

18日、シコルスキ外相は、ブリュッセルでEU外務理事会に出席した。会合では、ロシアによるウクライナ侵略とベラルーシを巡る問題に焦点が当てられた。ロシアのウクライナ侵略に関する議論の中で、シコルスキ外相は、EUに対し、ロシア及びベラルーシに対する制裁の拡大を求めた。また、シコルスキ外相は、欧州平和ファシリティの一部としてウクライナ支援基金を設立することは、ウクライナの防衛努力をさらに支援するために必要なステップであり、EUが安全保障供給者としての役割を強化するのに役立つと強調した。さらに、シコルスキ外相は、国際社会に対し、ロシアが一時的に占領しているウクライナ領土における違法なロシア大統領「選挙」を実施したことを強く非難し、ウクライナ領土におけるその結果を認めることを拒否するよう促した。会合中には、ブリンケン米国务長官とのビデオ会議も開催され、特にウクライナの文脈における国際的な挑戦について焦点が当たった。シコルスキ外相は、ウクライナへの軍事支援に向けた作業を加速させるよう呼びかけ、西側諸国にあるロシアの凍結資産を、この目的のために活用することが必要であると繰り返した。

#### シコルスキ外相の欧州人道フォーラム参加【18日】

18日、シコルスキ外相はブリュッセルで開催された第3回欧州人道フォーラムに参加し、ロシアの侵略を受けたウクライナに対するポーランドの支援について言及するとともに、中東における人道危機を優先的な緊急事態と指摘した。

#### ドゥダ大統領夫妻のスロベニア訪問【19日～21日】

19日から21日にかけて、ドゥダ大統領夫妻は、スロベニアを公式訪問した。スロベニアでは、ピルツ＝ムサル大統領と会談し、EU・NATOに対する意見の一致、ウクライナへの支援、ガザの状況などについて話し合った。ドゥダ大統領はまた、三海域イニシアティブにおける地域協力に関するICT・サイバーセキュリティ産業ビジネスフォーラムに参加し、スキージャンプW杯男子最終予選終了後の両国代表選手との会談などを行った。

## シコルスキ外相とランズベルギス・リトアニア外相との会談【20日】

20日、シコルスキ外相は、ランズベルギス・リトアニア外相とワルシャワで会談した。両外相は、二国間問題、安全保障、ウクライナ支援について話し合った。ポーランドとリトアニアの対ロシア・対ベラルーシ制裁に関する共通の立場が、会談の中で改めて強調された。また、両外相は、NATOの東側国境の安全保障を強化するために、二国間および多国間レベルでの協力を発展させる用意があることを表明した。

## シコルスキ外相とリパフスキー・チェコ外相との会談【20日～21日】

20日から、シコルスキ外相は、2日間チェコを訪問している。初日の20日、シコルスキ外相は、リパフスキー・チェコ外相との会談を行った。会談では、ポーランドがウクライナのためのチェコの弾薬調達イニシアティブに参加することを確認した。また、制裁回避を排除する方法を含む、ロシアに対する制裁を強化するための共同努力についても話し合われた。

## 治 安 等

### 飲酒運転者からの車両没収に関する改正刑法が施行【14日】

14日、血中アルコール濃度が1.5パーミルを越えた飲酒運転者から車両を没収する規定が盛り込まれた改正刑法が施行された。本法は、前期の国会期間中可決された。

しかしながら、法務省は、この法律が憲法に違反していることを懸念しており、自動車の強制没収を廃止する改正法案を準備しているという。法務副大臣は、ラジオ ZET において、「現時点でこの法律を施行するための規則が整備されておらず、新法は廃止されることになるだろう。」と発表した。

他方、ヴィエルコポルスキエ県のクロトシン市警察は、14日、3パーミルの血中アルコール濃度が検出された飲酒運転者から車両を没収する手続を始めたことを公表した。本法に関して各警察がどのような運用を行うか、現時点で確定的な情報は見られない。

### 農家らがスロバキアとの国境におけるトラックの通行を制限【15日】

15日、南部マウオポルスキエ県ヒズネ (Chyzne) 町にあるスロバキアとの国境検問所付近で、農家らによる抗議活動が行われた。ヒズネ町には、午前10時頃から、約100台のトラクター等が集まった。農家らは、スロバキアから来訪するトラックの通過を全て封鎖し、ポーランドからスロバキアに入国するトラックについては1時間に1台が通過するよう制限した。

主催者の一人は、「我々は自国の食料品を十分に持っているため、ウクライナからの低品質な食料の輸入に反対する。」「我々の食料の生産を制限されたくない。」などと主張した。

この抗議活動は、同県ヤブウォンカの地方当局に申請されている。申請によると、活動は3月末まで続く予定である。

### ルベルスキエ県でナイジェリア人のインターネット詐欺集団が摘発【15日】

15日、東部ルベルスキエ県の警察は、組織的にインターネット上で詐欺行為を行ったとしてナイジェリア人4人を逮捕した。容疑者らは、ポーランド以外の国

でも詐欺行為を行っていた。

警察によると、容疑者らは、2つの手口を用いて金銭を詐取していた。一つ目の手口では、容疑者らがメッセージアプリを通じて女性に連絡し、自分たちは平和維持活動の兵士であると偽り、被害者の信頼を獲得し、多額の金銭をだまし取った。二つ目の手口では、容疑者らが実在の人物になりすまして企業の財務部門に給与等の支払先口座が変更されたことを通知し、金銭をだまし取った。ナイジェリア人らのアパートからは、複数の携帯電話、SIM カード、パソコン、他人の銀行カード等が押収された。

### ワルシャワ市で若者らがエアガンでバスを銃撃する事件が発生【16日】

16日夕方、ワルシャワ市中心部のマルシャウコフスカ (Marszalkowska) 通りで、若者らがエアガンでバスを銃撃し、窓ガラスの一部が損壊する事件が発生した。負傷者はなかった。

警察によると、容疑者は13歳から16歳の未成年者5人で、バス5台を銃撃した。全ての容疑者が逮捕され、犯行に用いられたガス式のエアガン2丁が押収された。銃撃されたバスは、ワルシャワ中央駅行きの131番、522番及び525番、バンコビー広場行きの520番であった。

### 刑務所の過密状態緩和のため計2万人以上の囚人釈放が検討【18日】

18日、マリア・エイチャート法務副大臣は、ジェチポスポリタ紙に対し、刑務所の過密状態を緩和する計画の一環として、計2万人以上の囚人の釈放を検討していることを明らかにした。

同副大臣によると、「法と正義」(PiS)における厳格な法運用等によって、投獄の対象となる犯罪件数が増加し、刑務所の過密状態に繋がったという。既に、過密状態を緩和するための釈放は始まっており、これまでに10人以上の囚人が収容されている580の監房において過密状態が解消されたという。

### 自動車窃盗の新手口【18日】

最近、「ペットボトル」や「チラシ」を用いた自動車窃

盗の手口が確認されている。18日、複数のインターネットメディアが報じた。

ペットボトルを用いた手口では、窃盗犯がタイヤと車体の間などにペットボトルに挟み込み、車両を発進させた運転手が異音に気付いて降車した隙を狙い、車両を窃盗する。同様に、カードやチラシを用いた手口では、フロントワイパーやリアワイパーにこれらを挟み込み、これに気付いた運転手が降車した隙を狙って車両を窃盗する。

対策として、乗車する前に車両を点検するのが望ましいが、毎回そのような点検を行うことは難しい。したがって、これらに気付いて車から離れる際は、サイドブレーキをかけ、エンジンを停止し、ドアを閉める対策が求められる。この対策を怠って車両を窃盗された場合、運転手に重過失があったとみなされ、保険が適用されない可能性がある。

#### ワルシャワ市で男が口論の末に相手の顔をエアガンで【19日】

19日、ワルシャワ市ベモヴォ地区で、19歳の男が口論の末にエアガンで相手の顔を銃撃する事件が発生した。

被害者の男性は、車を運転していたところ、突如、19歳の男から車の後方を蹴られ、罵声をあびせられた。男性は加害者の男と口論になり、突如、男からエアガンで顔を撃たれた。加害者の男は、傷害罪で懲役5年の刑罰が科される可能性がある。

#### ポーランド全土で農家らが抗議活動を実施【20日】

20日、ポーランド全土の580か所以上で、農家らが抗議活動を実施し、トラクター等で道路を封鎖した。推計7万人以上が参加した。

警察によると、1万1,000人以上の警察官が警備に動員された。抗議活動は全体として平和的に行われたが、交通渋滞に苛立った運転手が農家を暴行するなど、ごく一部でトラブルが発生し、全土で計3人が逮捕された。

#### 国家警察の新たな総司令官が任命【20日】

20日、トウスク首相は、国家警察の新たな総司令官にマレク・ボロン(Marek Boron)氏を任命した。

同氏は、警察に29年間勤務しており、近年は、警察本部情報犯罪室で警察内のITシステムや情報サービスの管理を担っていた。

## 経 済

### マクロ経済動向・統計

#### 2月のインフレ率は2.8%【16日】

ポーランドのインフレ率は、3年ぶりにポーランド国立銀行(NBP)の目標値まで回復し、2月は2.8%(1月は3.7%)となり、中央銀行の目標値である2.5%をわずかに上回った。3月には適正水準に達すると予想されている。

しかし、大幅な物価上昇の波が完全に終わったとは言えず、前月比0.2%という低い物価動態は、インフレ率の低下が単なる統計的効果ではなく、企業による実際の価格決定を反映していることを示している。NBPの予測によると、春以降、インフレ率は3~4%程度まで上昇する可能性がある。しかし、国防費の増加や気候変動政策といった他の要因が、今後数年間のインフレの完全な安定化を複雑にする可能性がある。

#### 2月の消費者物価指数5.4%上昇【19日】

2月のコアインフレ率(食品とエネルギーを除く消費者物価指数)は、12月の前年同月比6.8%上昇、1月の同6.2%上昇に続き同5.4%上昇した。ポーランドの総合的なインフレ指標である消費者物価指数(CPI)は、1月の3.7%上昇に続き、2月も前年同月比2.8%上昇した。インフレ率は3年ぶりに

ポーランド中央銀行(NBP)の目標である許容変動幅内に収まった。インフレ率を押し下げたのは食料品価格で、1月の前年同月比4.9%増に続き、2月は同2.7%増にとどまった。

#### 2月の雇用統計【20日】

2月の企業部門平均雇用者数は前年同月比-0.2%となった。雇用者数は前月比で4,800人減少し、昨年と同様であった。エコノミストは、2024年第2四半期には雇用動態がマイナスから脱却すると予測しているが、その数値は1%程度と小さい。また、GDPの前年同期比も若干改善するという。こちらも数値はほぼ同じになると予想されている。

企業部門の平均賃金は上昇を続けており、前年同期比12.9%に達している。これには様々な理由が考えられるが、例えば、同部門の他の職種の最低賃金の上昇や公共部門の上昇などが挙げられる。後者はすでに、例えば賃金交渉の際の論拠として利用できる。インフレや労働市場の状況も理由となる。

1月の生産者物価指数(PPI)は-10.6%、2月は-10.1%に下方修正された。今後数ヶ月の成長率はゼロに近いと予想される。

**大手製菓会社、売上高を拡大【15日】**

カカオ価格が記録的な高騰を見せる中、ポーランドの最大手チョコレート・ブランドの一つであるWedel社は業績改善を続けており、今年の売上高は約12億ズロチを計画している。同社はまた、2019年に開始した約3億ズロチの投資計画を終了させつつある。この投資計画の一環として、同社はワルシャワ工場の敷地内にある建物の1つを改修するとともに、新工場を建設した。新工場には研究開発施設と手作りプラリネ（焙煎したナッツ類に加熱した砂糖を和えてキャラメル化したもの）製造のためのスペースが入り、改修された建物には製造施設に加えてチョコレート博物館が入る。

**リチウムイオン電池のリサイクル工場がジャルキで稼働開始【15日】**

自治体部門で事業を展開するポーランド最大の企業Eneris B&R社は、リチウムイオン電池のリサイクル工場をジャルキに開設した。同工場は、リチウムイオン電池と電池廃棄物、エレクトロモビリティ産業からの生産廃棄物をリサイクルする欧州最大の施設である。同社のクリストフ・サン＝イヴ最高経営責任者（CEO）は、今回の操業開始について、持続可能な発展には、効率的で環境に優しい解決策に基づく、環境問題への実践的なアプローチが必要であると述べている。

**イゼラ・プロジェクトについて大臣がコメント【18日】**

カタジナ・ペウチンスカ＝ナウエンチ基金・地域政策大臣は、ポーランド初の電気自動車（Izera）のプ

ロジェクトを維持するだけでなく、発展させる必要があると述べた。同大臣によれば、Izeraが「中国の組立工場」となるシナリオはポーランドにとって好ましくないため、ポーランドの下請け企業がこのプロジェクトの実施に関与しなければならない。この件に関して同省のヤン・シシュコ同省副大臣は、Izeraプロジェクトに対する約47億ズロチの財政支援が、補助金から優遇融資に変更されたことを指摘している。

**政府と農家の一時的な合意【20日】**

ジェシュフで開催された欧州農業フォーラムにおいて、シェキェルスキ農業・農村開発大臣は農家との合意形成を試み、20日、ポーランド政府は農家の代表らと合意することができた。同代表の一人によれば、これは今後の政府の取組の方向性を示す予備的な合意である。合意の7項目のうち5項目はウクライナに関するもので、砂糖を含むウクライナ産農産物の禁輸を維持することを提案している。同大臣は、砂糖も含め、禁輸措置の対象となるウクライナからの輸送を4月1日から停止するための作業を開始することを約束した。政府はまた、穀物販売業者に対する補助金制度と、農業税が2023年を超えない水準で維持することを提案した。合意では欧州グリーン・ディールについても簡単に触れており、グリーン・ディールの規定の包括的な見直しは、生態系に関する規制を簡素化し、官僚主義を削減することを目的としている。3月20日にポーランド全土で約600ヶ所を封鎖し、ポーランドとウクライナの国境交差点での封鎖や抗議行動を諦めるつもりはない農家たちからの圧力を政府は感じている。

**Orlenが天然ガス貯蔵会社を売却【15日】**

国営石油・ガス企業 Orlen は、ポーランドの天然ガス貯蔵システムの運営会社である Gas Storage Poland の株式資本の100%を条件付でガスシステム運営会社 GAZ-SYSTEM に売却する契約を締結した。株式取得は競争・消費者保護局（UOKiK）による合併承認を条件とする。GAZ-SYSTEM 社CEOは、この買収について、ポーランドの戦略的ガスインフラの監視を強化し、送電システム運営者と貯蔵システム運営者の協力関係を改善すると述べている。

**再生可能エネルギー分野で働くことに消極的な鉱夫たち【19日】**

ポーランドでは長い間、鉱業よりも再生可能エネルギー産業で働く人の方が多かった。中央統計局（GUS）によると、2023年第1～3四半期の鉱業・採石業部門の平均雇用者数は123,000人で、そのうち約72,000人が石炭の採掘に従事していた。一方、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の

データによると、ポーランドにおける2022年の再生可能エネルギー産業の雇用者数は21万2,000人を超え、そのうち太陽光発電の雇用者数は11万4,000人で、これはヨーロッパで最多、世界でも7番目に多い結果となった。

再生可能エネルギー（RES）は、今後ダイナミックに発展していくため、より多くの労働力を必要とする。とはいえ、専門家は、閉鎖されたシレジアの鉱山労働者が、風力発電や太陽光発電パネルを建設するためにポモージェ県のような他の地域に移動する可能性は低いと指摘する。彼らのために、シレジアで他の質の高い雇用を創出する必要がある。

**鉱山労働組合はエネルギー会社にポーランドの石炭を購入してもらいたい【19日】**

地元紙のインタビューに応じたポーランド鉱業労働組合全国評議会副委員長のセバスチャン・チョガワ氏は、石炭購入政策に対する同組織の見解を述べた。エネルギー会社は輸入炭より割高でも国産炭

を購入すべきだ、と彼は主張した。

マジェナ・チャルネツカ産業大臣は、2021年の鉱山労働者との社会協約の条項に疑問を呈することはないと断言したが、チョガワ副委員長は、政権が変わるたびに大きな混乱が生じるのは避けられないと述べた。労働組合と鉱山経営委員会との協力関係は、監査、鉱山会社の経営委員会の交代、戦略の変更によって損なわれている。労働者は賃金や社会

条件に関して独自の期待を持っているが、退任した経営委員会が残した約束は履行されず、現在では凍結されている。このことが労働者のフラストレーションを引き起こしているが、労働組合は状況を理解し、感情を抑えて対応しようとしている。チョガワ副議長は、トウスク政権にとって、エネルギー安全保障の戦略的役割と公正な変革に関する宣言は単なる空虚なスローガンではないと信じている。

## 大使館からのお知らせ

### 能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座開設)

令和6年(2024年)1月1日に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するための災害義援金について、ポーランド国内の口座についても開設しているところ、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1 ズロチ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA  
住所 : ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa  
口座名: AMBASADA JAPONII  
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa  
口座番号: 02 1240 6292 1111 0011 3418 0435

#### 2 ユーロ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA  
住所 : ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa  
口座名: AMBASADA JAPONII  
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa  
口座番号: 91 1240 6292 1978 0011 3418 0103

(注1)上記の口座に振り込みいただいた義援金につきましては、取りまとめの上、日本政府宛に送金された後、被災者に分配されることとなります。

また、特に御希望がある場合には日本赤十字社宛に送金することも可能です。その場合は、送金情報の備考欄に「To Japanese Red Cross Society」と記載してください(記載がない場合には、日本政府宛として受け付けます。)

(注2)被災地の各地方公共団体においても、義援金受入口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。

なお、石川県の災害義援金情報は以下のリンクにより御確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国に

において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### **【車両突入型テロ】**

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### **【爆弾、銃器を用いたテロ】**

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### **【刃物を用いたテロ】**

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### **【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】**

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

## **孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ**

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

## **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

## **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

## **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

## **旅券のオンライン申請等の開始について**

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

## **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

**【開催中】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所： Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

**【予定】 ワルシャワ技術経済大学生の展覧会「茶室模型とスケッチ、学生作品」【2024年3月26日（火）～4月25日（木）】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ワルシャワ技術経済の大学生による展覧会「茶室模型とスケッチ、学生作品」が開催されます。入場は無料です。

開催場所： 在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300, Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([news@mail@wr.mofa.go.jp](mailto:news@mail@wr.mofa.go.jp))